

	難民保護等		
	難民認定制度の適正化	在留特別許可の弾力的な運用	その他
安富 潔(部会第6次・第7次政策懇談会委員;難民審査参与員(15年5月～))	△ 骨子案1(4)③ 引き続き、難民専門部会の提言を踏まえた施策の着実な実施に努める	—	
明石 純一 研究者(国際政治);第7次政策懇談会委員;難民審査参与員(15年10月～)	△ 骨子案を支持	—	
大橋 秀夫 医師	△ 骨子案を支持	—	そもそも、わざわざ高い渡航費用を払って難民認定率が低い日本に来ているのか説明も議論もされていない
川村 真理 研究者(国際法);難民審査参与員(15年10月～)	○ 難民認定制度の見直しがされないことが「送還忌避者」の増加、收容の長期化に影響。見直しの方策を決断し、実行に移すことを強く促すことが重要	—	
高橋 直哉 研究者(刑法)	× 難民認定制度に関する検討を前提とすると本部会設置の目的を達成できない	—	
高宅 茂 元本省入管局長(10年12月～13年4月)	—	○ 在留資格認定の要件に適合した場合、在留を認める	
寺脇 一峰 弁護士;元入国管理局総務課長・元公安調査庁長官・仙台高検検事長・大阪高検検事長	—	—	
野口 貴公美 研究者(行政法);第6次・第7次政策懇談会委員;難民専門部会委員	△ 難民専門部会の提言を基とした議論を継続する	—	
宮崎 眞 弁護士	○ まずは現状の難民認定制度について検証を行うべき状況にある。難民専門部会の提言の完全な実施を明記すべき	○ 在留特別許可などの許可基準の改善や明確化等の見直しを適切に行う	難民法の専門家等からなる専門部会を別に設置すべき
柳瀬 房子 難民専門部会委員;難民審査参与員(05年5月～)	△ 骨子案を支持	—	

		送還		
		退令発付を受けて退去しない者に対する罰則の創設	難民申請中の送還停止効に例外を設定	「濫用・誤用」案件の迅速処理・制限
安富 潔(部会 長)	第6次・第7次政策懇 談会委員;難民審査 参与員(15年5月～)	○ 骨子案1(3) 退去を義務付ける制度を創設 するとともに、義務の履行を確保するた めに罰則の創設を検討	○ 骨子案1(4)① 送還回避目的の難民申請 が多数あることから、ノンフルマン原則 の趣旨に反しないよう検討しながら、送還 停止効に一定の例外を設けることを検討	○ 骨子案1(4)② 迫害事由に明らかに該当し ない案件・複数回申請の迅速処理の方策 を検討
明石 純一	研究者(国際政治); 第7次政策懇談会委員; 難民審査参与員 (15年10月～)	○ 骨子案を支持。ただし、罰則の設置や厳格 化のみでは事態を悪化させうる	○ 骨子案を支持。ただし、ノンフルマン原 則の趣旨に反しないことが前提	○ 骨子案を支持
大橋 秀夫	医師	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持
川村 真理	研究者(国際法);難 民審査参与員(15年 10月～)	—	× 現状での送還促進は、ノンフルマン原 則に違反する懸念がある。同原則の趣旨 により、例外を設けることの妥当性を検討 すべき。	△ 難民保護と人権条約上の保護の手続上の 見直しを行い、「明らかに該当しない」申請 について迅速処理の方策を検討
高橋 直哉	研究者(刑法)	○ 優先的に取り組むべき。本来設けられてい てしかるべきもの	—	—
高宅 茂	元本省入管局長(10 年12月～13年4月)	○ 退令発付とは別の行政処分をすることと し、義務履行を確保するため罰則を新設す べき	○ 原則として相当期間前の複数回申請は送 還停止効を有さないとする。難民条約32条 (追放)にも言及	—
寺脇 一峰	弁護士;元入国管理局 総務課長・元公安調査 庁長官・仙台高検検事 長・大阪高検検事長	○ 正当な理由なく送還を忌避している者に対 しては罰則をの設けるべき。優先的に取り 組むべき	—	—
野口 貴公美	研究者(行政法);第6 次・第7次政策懇談 会委員;難民専門部 会委員	○ 創設にあたって、まずは、命令の実効性 (義務履行)を確保する手立て・仕組みを講 じることを検討する	—	—
宮崎 眞	弁護士	× 削除すべき。「正当な理由」があいまい、必 要な件数が極めて少なく、立法事実が不明 など	× 立法事実や問題解決手段としての実効性 が明らかとは言えない。まずは現状の難民 認定制度について検証を行うべき	× 既に運用されている案件振分けについて の「有識者会議」の検証を再開し、諸課題 を見直し、取り組むべき
柳瀬 房子	難民専門部会委員; 難民審査参与員(05 年5月～)	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持

		収容		
		収容期間の上限の設定	収容に対する司法審査の制度化	収容代替措置の活用
安富 潔(部会長)	第6次・第7次政策懇談会委員; 難民審査参与員(15年5月～)	× 骨子案2(1)① 設けることは困難。各種の方策で防止を図る	× 骨子案2(1)② 行政訴訟制度による司法審査の機会が確保されている	○ 骨子案2(1)①、2(3)ア② 逃亡防止とセットで導入の可否を検討
明石 純一	研究者(国際政治); 第7次政策懇談会委員; 難民審査参与員(15年10月～)	× 骨子案を支持	× 骨子案を支持	○ 骨子案を支持
大橋 秀夫	医師	× 骨子案を支持。収容長期化は国の強制によるものではなく、そもそも本人が帰国を拒否している自己選択の問題。安易に認められれば、入所者増を招く。	× 骨子案を支持	○ 骨子案を支持
川村 真理	研究者(国際法); 難民審査参与員(15年10月～)	○ 可能な限り最短にすべきで、実効的に実施するために上限を設定する等、手続の迅速化を確保する必要がある	△ 収容の必要性・合理性・比例制の観点から、現行の行政手続を尊重しつつ、適正さを担保するための方策を検討する	—
高橋 直哉	研究者(刑法)	—	—	○ 全件収容主義の運用を改める
高宅 茂	元本省入管局長(10年12月～13年4月)	—	—	○ ATDで技能実習を可能にすることもありうる
寺脇 一峰	弁護士; 元入国管理局総務課長・元公安調査庁長官・仙台高検検事長・大阪高検検事長	× 反対。重大な犯罪を犯した者など確実に送還すべき者も解放されうる。送還忌避行為を助長する	× 行政庁の裁量の上、事後に裁判所の判断を仰ぐ余地がある	○ ATDで技能実習を可能にすることもありうる
野口 貴公美	研究者(行政法); 第6次・第7次政策懇談会委員; 難民専門部会委員	— 主眼を置くテーマではない	— 主眼を置くテーマではない	○ 収容決定が正しく行われるように事前手続の一層の適正化・透明化をはかり、制度改革が可能なら、ATDの可能性も検討
宮崎 眞	弁護士	○ 恣意的拘禁の指摘が解消されるような制度を検討	○ 身体の拘束という人権の配慮の観点から、刑事手続と同様に第三者の審査を要するより慎重な制度とする	○ 収容を必要性・比例制があると個別に判断された場合に限定する。ATDを制度化する
柳瀬 房子	難民専門部会委員; 難民審査参与員(05年5月～)	× 骨子案を支持	× 骨子案を支持	○ 骨子案を支持

		仮放免		
		仮放免の要件・基準の明確化	仮放免逃亡罪の創設	仮放免中の逃亡防止措置等
安富 潔(部会 長)	第6次・第7次政策懇 談会委員;難民審査 参与員(15年5月～)	○ 骨子案2(3)ア① 本来の目的に沿うもの とするとともに、仮放免の許否判断の透 明性を確保するよう、その要件・基準を現 在よりも明確なものにする	○ 骨子案2(3)イ① 仮放免された者が定めら れた条件に違反して、逃亡し、又は正当な 理由なく出頭しない行為に対する罰則の創 設を検討する	○ 骨子案2(3)イ② 収容代替措置を導入する 場合、罰則を含む実効的な逃亡防止措置 等についても併せて検討する
明石 純一	研究者(国際政治); 第7次政策懇談会委員; 難民審査参与員 (15年10月～)	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持
大橋 秀夫	医師	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持
川村 真理	研究者(国際法);難 民審査参与員(15年 10月～)	—	—	—
高橋 直哉	研究者(刑法)	—	○ 優先的に取り組むべき。罰則以外の手段・ 方法とは排他的な関係にはない	—
高宅 茂	元本省入管局長(10 年12月～13年4月)	—	—	—
寺脇 一峰	弁護士;元入国管理局 総務課長・元公安調査 庁長官・仙台高検検事 長・大阪高検検事長	—	○ 高額な保証金の徴求による逃亡防止は現 実的でない場合も多く、逃亡抑止のため設 けるべき。優先的に取り組むべき	—
野口 貴公美	研究者(行政法);第6 次・第7次政策懇談 会委員;難民専門部 会委員	△ 仮放免制度や放免制度全体が適切に運用 しているか見直す必要がある	—	—
宮崎 眞	弁護士	○ 要件・基準を公開し、法律上の要件も規定 する	× 削除すべき。収容・仮放免の要件を明確に 定め、第三者機関の審査が不可欠。現行 の制度があり、これ以上の刑罰は不要	× 削除すべき。
柳瀬 房子	難民専門部会委員; 難民審査参与員(05 年5月～)	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持	○ 骨子案を支持